

あなたの手で道路の草刈をしませんか？

手続きが簡素化されました

マイタウン・マイロード事業

愛知県では、「自分たちの通るみちを自分たちできれいにしたい」という地域住民など皆様方のご希望にお応えできるよう、県が管理する道路の草刈り作業を、地域の団体などへ委託しています。

詳しくは裏面の窓口へお問い合わせください。

マイタウン・マイロード

検索

詳しくは道路維持課（愛知県）

Webページでもご覧いただけます



対象とする団体

- ・ 地域に在住もしくは在勤の方による下記の団体
自治会、婦人会、老人クラブ、市民団体、企業など

草刈の条件など

- ・ 県が管理する道路のうち、草刈をご希望される区間
- ・ 概ね500㎡以上の範囲を、1年に2回以上実施が条件

草刈費用のお支払い

- ・ 草刈の範囲に応じた作業料をお支払いします。
- ・ その他、傷害・賠償保険や、安全誘導員（ただし必要と判断される場合に限る）の費用もお支払いします。

① 事前相談（必ずご相談ください）

まずは下記の受付窓口へお問い合わせください



② 申込受付

受付事務所の募集掲示をご確認いただき、5月15日までに「応募様式」を受付窓口へ提出（電子メールによる提出も可能）



③ 契約締結

団体の代表者が受付窓口で契約
（傷害保険・賠償責任保険には別途各団体様でご加入ください。）



④ 草刈の実施

草刈を実施していただきます



④ 完了手続き

草刈中の写真や作業記録を「報告書」として窓口へご提出いただきます。報告書を確認し、後日、草刈費用をお支払いします。

お問い合わせ（受付窓口）

尾張建設事務所 TEL(052)961-4419	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町
一宮建設事務所 TEL(0586)72-1415	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
海部建設事務所 TEL(0567)24-2163	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多建設事務所 TEL(0569)21-3249	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町
西三河建設事務所 TEL(0564)27-2759	岡崎市、幸田町
↳ 西尾支所 TEL(0563)56-0147	西尾市
知立建設事務所 TEL(0566)82-3229	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田加茂建設事務所 TEL(0565)35-9320	豊田市、みよし市
↳ 足助支所 TEL(0565)62-0091	豊田市（旧東加茂郡）
新城設楽建設事務所 TEL(0536)23-8691	新城市
↳ 設楽支所 TEL(0536)62-0107	設楽町、東栄町、豊根村
東三河建設事務所 TEL(0532)52-1334	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市